

を設けて1市2町の連合担当者で検討をおこなっている。

⑦ふるさと市町村園事務は6億円の基金(市町分4億円、県分2億円)の利息分で事業を実施している。廃止となると県分は返還となることから、基金は一旦清算して市町で基金条例を制定し協議会等に提出して、事業を継続していくことが考えられる。

⑧家畜指導診療所は、市に事業を引き継ぐ。湯沢町は関係なくなる。

⑨火葬場は市に事業を引き継ぐ。湯沢町は事務委託をする。

⑩休日救急診療所は市で事業を引き継ぐ。湯沢病院の体制から事務委託する必要はないが、医師会との関係が未定。

⑪職業訓練共同施設は、市に事業を引き継ぐ場合、関係団体との整理及び協議が必要である。

⑫環境関連事務(ゴミ処理等)は市に事業を引き継いだ場合、現状と変更のない形で事務委託を行う。
⑬消防業務は、常備消防に

ついては事務委託方式で現状と変わらず問題は無い。

非常備消防については、一部または全部委託可能か検討が必要。

⑭養護老人ホームは市に業務を引き継いだ際は、湯沢町の入所枠を設定することで、現状より多くの入所者を確保することが可能となる。現在516名が7名程度になる。

⑮介護認定審査は審査会を市と町で共同設置で解散は可能。

□委員から

①ごみ焼却後のスラッグ(残渣)を仮置きしているが、公害の恐れはないのか。

②ごみ100tに6tのスラッグが出る。コンクリート骨材、舗装材利用の試験の依頼をしている。処分先がなく中子処分場に仮置しているが公害の恐れはない。

開会中の委員会審査

9月16日

●議案第54号

平成17年度介護保険特別会計補正予算(第1号)について

(賛成全員で可決すべきものと決定)

今補正の歳入は前年度の繰越金が確定したことによる増、歳出は介護保険制度変更に伴うシステム改修委託費増、10月からの利用者負担軽減の対応として新規に特定入所者介護サービス等費の設定。

●議案第51号

平成17年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

(賛成全員で可決すべきものと決定)

今補正の歳入は前年度の繰越金が確定したことによる増、保険税率を下げたことによる保険税の減額、H16年度交付不足分の増額、H16年度納期を4回から9回に増やした事によるシステム使用料の増、H16年度の超過交付金の償還。

●議案第52号

平成17年度老人保健特別会計補正予算(第1号)について

(賛成全員で可決すべきものと決定)

今補正の歳入は前年度の繰越金が確定したことによる増、歳出はH16年度超過交付金の償還金、一般会計への繰出金。

●議案第41号

南魚沼地域広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

(賛成全員で可決すべきものと決定)

湯沢町が南魚沼市に合併することによる規約の変更、湯沢町の現在の負担額を基本に、平均割を下げその分を人口割に配分した。議会費については、50%負担で合意した。

●議案第49号

湯沢町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の制定について

(賛成多数で可決すべきものと決定)

地方自治法の改正に伴い、公の施設を民間企業等に管理を行わせる指定管理者の

指定手続等に関する条例の制定。

委託には部分委託と施設の全部委託とあるが、部分委託は該当しない。

個人は対象とならない。中央公園は直営か指定管理者制度を導入するしかないが、町営での考えはなく、今は公営の考えである。

●議案第4号

所得税・住民税大増税と消費税大増税に反対する意見書の提出を求める請願について

(賛成多数で採択すべきものと決定)

●陳情第4号

公教育である私立高校を守り発展させるため、私立高校への公費(私学助成)増額・拡充を求める意見書提出に関する陳情について

(賛成全員で採択すべきものと決定)

●閉会中の継続調査について

6調査項目を決定。